

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業
公共サービスの実施及び一般利用サービスに係る基本契約書
(案)

※複数の企業で構成される事業者グループを想定した内容となっている。単体の企業の場合には、市と単体の企業の契約内容に調整する。

一宮市（以下「甲」という。）と【公共サービスの実施業務及び一般利用サービス業務を実施する構成員】（以下「乙」という。）は、甲、乙及び【その他のグループ企業名（存在する場合）】が●年●月●日で締結した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書」（以下「基本合意書」という。）に基づき、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業（以下「本事業」という。）における公共サービスの実施業務及び一般利用サービス業務（以下、これら業務をあわせて「本件業務」という。）に関する事項について合意し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約において用いる用語は、本契約において特に定めのない限り、基本合意書における用語の定義に従うものとする。

第1章 総則

（公共サービスの実施業務及び一般利用サービス業務の内容）

第1条 甲が乙に委託する公共サービスの実施業務及び一般利用サービス業務の内容は、甲が2025年●月●日付で公表した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」等（当該募集要項に付随して示された資料及び当該募集要項・資料に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含み、以下「募集要項等」という。）や提案書類（本事業の公募型プロポーザル実施にあたって事業者グループから提出された提案書類、ヒアリング審査の内容、ヒアリング審査前の提案内容に係る甲からの質問に対する回答結果及び本契約締結までに事業者グループが甲に提出した提案内容を補完する趣旨の一切の書類をいい、以下「提案書類」という。）に定めるとおりとする。

2 公共サービスの実施業務及び一般利用サービス業務は、下記のとおりとし、その詳細は募集要項等に従うものとする。

- (1) 公共サービスの実施業務 募集要項等及び提案書類に基づき、「(別紙1) 民間プール施設」で定める屋内プール（以下「民間プール施設」という。）において、一般利用サービス業務及び学校水泳授業の受入業務を適切に安定的に実施するための環境整備、実施体制整備、情報発信、安全・衛生管理及び施設の維持管理等を実施すること。なお、一般利用サービス業務及び学校水泳授業の受入業務に係る開業準備に係る事項を含む。
- (2) 一般利用サービス業務 募集要項等及び提案書類に基づき、民間プール施設を本契約に定める条件に従って甲に利用させる（甲と乙とが協議の上で定める規定に基づき、市民等に民間プール施設を供用する）こと。

(善管注意義務等)

第2条 乙は、本件業務を行うに当たって、関係法令を遵守し、業務責任者及び業務従事者等の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、本事業の趣旨に従って、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

2 乙は、本件業務の業務責任者及び業務従事者等の健康管理に留意しなければならない。

3 乙は、業務責任者及び業務従事者等に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。

(契約の保証)

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保の提供

2 前項の保証にかかる契約保証金の額は、本契約の該当年度における次の合計額の100分の10以上の金額とする。

(1) 公共サービス提供に係る対価(公共サービスの実施業務に係る対価を指し、以下同様とする。)

(2) 一般利用に係る対価の想定額(乙が甲に対して年度開始前に提出し、甲が了承した該当年度の事業計画書に記載されている金額)

3 前項にかかわらず、一宮市契約規則(昭和50年規則第16号)(以下「本規則」という。)第8条各号のいずれかに該当するときは、前項に定める保証金の全部又は一部の預託義務を免除することができる。また、乙は、前項に定める保証金の預託を本規則第9条各号に定める保証金以外の担保の提供をもって代えることができる。

(損害賠償)

第4条 乙は、本件業務の履行中に乙の責に帰すべき理由により、市民等及び第三者に損害を与えた場合に、乙がその損害を賠償するため、賠償責任保険(対人賠償は1名あたり1億円以上)を付保しなければならない。

2 乙は、前項に規定する保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、本契約又は本事業に関して相手方から提供を受けた情報のうち第2項に定める以外のもの(以下「秘密情報」という。)を、相手方の承諾を得ずして、第三者に開示しないこと、及び本契約の目的以外には使用しないことを各自確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲及び事業者グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び事業者グループが本基本合意に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次号の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合
 - (5) 甲が関係法令等（一宮市情報公開条例（平成12年6月27日条例第33号）を含む。）に基づき開示する場合
 - (6) 甲及び乙が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- 4 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める「（別紙2）個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第2章 公共サービスの実施業務

（公共サービスの実施方法、実施スケジュール等）

第6条 乙は、公共サービスの実施業務を、公共サービスの実施方法、実施スケジュール等を定めた事業計画書に基づいて誠実に実施しなければならない。なお、事業計画書は、募集要項等及び提案書類に基づいて甲と協議をした上で作成し、甲の了承を得る必要がある。

- 2 乙はやむを得ない事由により公共サービスの実施方法及び実施スケジュール等を変更する必要がある生じた場合、甲と協議を行う。

（公共サービス提供に係る対価）

第7条 甲は、乙の公共サービスの実施業務に係る対価として、乙に対して募集要項等のほか、事業者グループの提案内容に基づいて「公共サービス提供に係る対価」を支払い、その金額及び支払いスケジュールは、「（別紙3）公共サービス提供に係る対価の金額と支払いスケジュール」のとおりとする。

- 2 前項の対価は、乙が年度の四半期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月のそれぞれの期間のこと。以下同じ。）における終了日の1ヶ月後までに提出した「実施報告書」の内容を甲が確認したのちに支払うものとする。
- 4 乙は、甲に提出した「実施報告書」の内容を確認した旨の通知を受領次第、速やかに前項の支払を受けるための請求書を甲に提出するものとする。なお、支払い予定日の20日前までに請求書の提出がなかった場合は、甲は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 5 第1項で定める対価以上の追加費用を乙が要し、又は公共サービスの実施業務の履行に関して乙が損害を被ったとしても、本契約で別段の定めがある場合を除き、当該費用又は損害は乙が負担するものとし、甲に請求することはできないものとする。ただし、当該追加費用又は損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。
- 6 第1項で定める対価に関しては、民間プール施設の運営や維持管理に係る費用に係る物価の水準が変動した際、消費税率が改定した際又は関係する法令等が改正された際等には、甲と乙

で協議の上で合理的な範囲において改定をすることができる。ただし、物価の水準の変動に係る改定は、原則、民間プール施設が供用されてから3年間を経過した後以降とする。

第3章 一般利用サービス業務

(利用期間、一般利用に係るスケジュール)

第8条 甲の本施設の利用期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする(以下「本利用期間」という。)

- 2 本利用期間中、乙は、事業者グループの提案内容に基づき市民等が一般利用サービスを利用できるよう民間プール施設を供用することとする。
- 3 乙は、一般利用サービスのスケジュールについて、甲と協議の上で決定するものとする。
- 4 乙はやむを得ない事由により一般利用サービスのスケジュールを変更する必要がある場合、甲と協議を行う。

(一般利用サービス業務に係る乙の収入及び一般利用に係る対価)

第9条 乙は、一般利用サービス業務を実施するにあたって、市民等が民間プール施設で支払う利用料金を自らの収入とすることができる。ただし、乙は、甲に対して収入の実績を正確に報告しなければならない。

- 2 甲は、乙の一般利用サービス業務の実施に係る対価として、乙に対して「一般利用に係る対価」を支払う。「一般利用に係る対価」の算定方法等は、募集要項等のほか、事業者グループの提案内容に基づき、以下のように定めるものとする。
 - (1) 一般利用に係る対価は、乙が市民等から支払いを受けた利用料金の金額と同額とする。
 - (2) 市民等が民間プール施設で支払う利用料金の金額や規定等は、甲と協議の上で決定する。また、甲と乙の協議により、改定をすることがある。
- 3 前項の対価は、乙が各年度の四半期における終了日の1ヶ月後までに提出した利用者数や支払いを受けた利用料金等を取りまとめた「実施報告書」の内容を甲が確認したのちに支払うものとする。
- 4 乙は、甲に提出した「実施報告書」の内容を確認した旨の通知を受領次第、速やかに前項の支払を受けるための請求書を甲に提出するものとする。なお、支払い予定日の20日前までに請求書の提出がなかった場合は、甲は請求書の提出を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 5 第2項で定める対価以上の追加費用を乙が要し、又は一般利用サービスの実施業務の履行に関して乙が損害を被ったとしても、本契約で別段の定めがある場合を除き、当該費用又は損害は乙が負担するものとし、甲に請求することはできないものとする。ただし、当該追加費用又は損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

(一般利用サービス業務に係る乙の安全確保義務)

第10条 乙は民間プール施設が市民等に一般利用されることを十分に理解したうえで、市民等の安全が保たれるよう、民間プール施設を募集要項等で定める要求水準を維持した状態を確保するとともに、各感染症対策のために「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業要求水準書」(以下「要求水準書」という。)の定めに従って定期的な消毒や換気を徹底しなければならない。

- 2 乙は、市民等の安全面に十分配慮し、常時、必要な人数の監視員をプールサイドに配置することとする。

(諸費用の負担)

- 第11条 一般利用サービス提供に係る電気、ガス、水道等の諸費用は、第9条に定める対価に含まれるものとし、電気、ガス、水道等の供給業者に対しては乙がこれを支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第12条 乙がその債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 乙が次に掲げる事由に該当する場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- (1) 乙の債務の全部又は一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 基本合意書又は甲と【事業者又は一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書を締結する構成員】との間で締結する「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書」の定めに基づき、事業者グループの責により、事業者グループが本事業を継続することが困難になったとき。

- 3 前2項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、次に掲げる方法で算定する額の合計を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、前2項各号の事由が乙の責めに帰すべき事由によるものでない場合はこの限りではない。

- (1) 事業者グループの「公共サービス提供に係る対価の金額と支払いスケジュール」に係る提案内容に基づき、年度の違約金として「(別紙4) 公共サービス提供に係る対価に基づき設定する違約金」に定める金額

- (2) 当該解除がなされた日の属する年度の「一般利用に係る対価」の想定額(乙が甲に対して年度開始前に提出し、甲が了承した該年度の事業計画書に記載されている金額)の100分の10に相当する金額。

- 4 前項の場合において、本契約に関し契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

- 5 第3項の違約金は損害賠償額の予定を定めるものではなく、甲が第3項に定める違約金を超えて当該解除により損害を被った場合には、当該超過損害分の賠償を乙に請求することができるものとする。

第4章 契約の解除等

(乙の解除権)

第13条 甲がその債務を履行しない場合において、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、乙は、本契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第14条 本契約が解除された場合には、本契約に規定する甲及び乙の義務は将来に向けて消滅する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに甲に報告しなければならない。

(本契約の変更)

第16条 本契約（別紙を含む。）の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約により生ずる権利、義務又は契約上の地位を第三者に譲渡、担保設定、その他の処分を行い、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(モニタリングの実施等)

第18条 甲は、募集要項等に基づき、乙が要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づいて適切に本件業務を実施していることを確認するため、本件業務の遂行状況についてモニタリングを行うものとし、乙は、甲のモニタリングの実施に必要な協力を行うものとする。

2 甲は、前項のモニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、乙に対する是正若しくは改善勧告、又は「公共サービス提供に係る対価」の減額等の必要な措置を行うことができるものとし、乙は当該措置に従うものとする。

3 甲は、前項に基づく改善勧告によっても改善が行われず、再度の改善勧告を行ったにもかかわらず改善が見込まれない場合、又は本事業の目的が達成されないと判断した場合には、本契約を解除することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第19条 本契約は、日本国の法令及び市の定める条例に従い解釈されるものとし、本契約に関す

る一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第20条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

[]年[]月[]日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市長 中野 正康 印

乙 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者氏名) 印

(別紙1) 民間プール施設

※民間プール施設を特定できる情報を契約締結時に記載する。

(別紙２) 個人情報取扱特記事項

※「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書」に別紙７として添付する「個人情報取扱特記事項」と同じ内容を添付する。

(別紙3) 公共サービス提供に係る対価の金額と支払いスケジュール

公共サービス提供に係る対価の金額と支払いスケジュールは下表のとおりとする。

単位：円

回数	支払年月	金額（税抜）	消費税及び地方消費税	金額（税込）
1	●●●●年●月			
2	●●●●年●月			
3	●●●●年●月			
4	●●●●年●月			
5	●●●●年●月			
6	●●●●年●月			
7	●●●●年●月			
8	●●●●年●月			
9	●●●●年●月			
10	●●●●年●月			
11	●●●●年●月			
12	●●●●年●月			
13	●●●●年●月			
14	●●●●年●月			
15	●●●●年●月			
16	●●●●年●月			
17	●●●●年●月			
18	●●●●年●月			
19	●●●●年●月			
20	●●●●年●月			
21	●●●●年●月			
22	●●●●年●月			
23	●●●●年●月			
24	●●●●年●月			
25	●●●●年●月			
26	●●●●年●月			
27	●●●●年●月			
28	●●●●年●月			
29	●●●●年●月			
30	●●●●年●月			
31	●●●●年●月			
32	●●●●年●月			
33	●●●●年●月			

回数	支払年月	金額（税抜）	消費税及び地方消費税	金額（税込）
34	●●●●年●月			
35	●●●●年●月			
36	●●●●年●月			
37	●●●●年●月			
38	●●●●年●月			
39	●●●●年●月			
40	●●●●年●月			
41	●●●●年●月			
42	●●●●年●月			
43	●●●●年●月			
44	●●●●年●月			
45	●●●●年●月			
46	●●●●年●月			
47	●●●●年●月			
48	●●●●年●月			
49	●●●●年●月			
50	●●●●年●月			
51	●●●●年●月			
52	●●●●年●月			
53	●●●●年●月			
54	●●●●年●月			
55	●●●●年●月			
56	●●●●年●月			
57	●●●●年●月			
58	●●●●年●月			
59	●●●●年●月			
60	●●●●年●月			
61	●●●●年●月			
62	●●●●年●月			
63	●●●●年●月			
64	●●●●年●月			
65	●●●●年●月			
66	●●●●年●月			
67	●●●●年●月			
68	●●●●年●月			
69	●●●●年●月			
70	●●●●年●月			
71	●●●●年●月			

回数	支払年月	金額（税抜）	消費税及び地方消費税	金額（税込）
72	●●●●年●月			
73	●●●●年●月			
74	●●●●年●月			
75	●●●●年●月			
76	●●●●年●月			
77	●●●●年●月			
78	●●●●年●月			
79	●●●●年●月			
80	●●●●年●月			
81	●●●●年●月			
82	●●●●年●月			
83	●●●●年●月			
84	●●●●年●月			
85	●●●●年●月			
86	●●●●年●月			
87	●●●●年●月			
88	●●●●年●月			
	合計			

(別紙４) 公共サービス提供に係る対価に基づき設定する違約金

※事業者が提案をした「公共サービス提供に係る対価の支払いスケジュール」に基づいて金額を記載する。

※事業者が提案をした「公共サービス提供に係る対価」が、毎年度同額（均等）である場合には各年度に、毎年度の金額の１００分の１０に相当する金額を記載する。一方、毎年度同額（均等）でない場合には、対価の金額が毎年度同額（均等）にした場合の金額を超過する年度に関しては、当該年度の対価の金額と毎年度同額（均等）にした場合の金額の差を、当該年度及び当該年度以降（超過する金額は累積とし、超過しない年度で逡減させる）の年度における違約金の計算（１００分の１０）に反映させる（契約締結前に市と事業者で協議して、記載する金額を決定する）。

下記のとおり、違約金を支払う事案が生じた時期に応じて違約金を定める。

単位：円

事案が生じた時期	金額
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	
●●●●年●月～●月	